

事業者各位

要求水準書に関する質問（第2回）に対する回答書

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

令和5年7月28日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：第1工場跡地整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	要求水準書	4	施設規模	(3)し尿処理施設 の項で、「降雨時は下水側が簡易放流となるため（中略）圧送できなくなる時があるため、対応可能とすること」とありますが、仮にし尿処理施設内の脱離液貯留量が上限に達した（或いは達しそうになった）場合、受入の調整の協議は可能でしょうか。	そのような場合は、受入、または放流量が出来るだけ小さくなる運転方法への変更可能性も含めて協議します。
2	要求水準書	4	立地条件	「工業用水は、上限 1,475 m ³ /日までは基本料金・従量料金とも市の負担とする。」とありますが、1時間あたりの取水可能量 (m ³ /h) をご教示願います。	工業用水の給水可能量は、本管（φ500）から本工事で更新・敷設いただく分岐管の管径次第ですが、現状はφ200 の管からφ75 に落として受水槽に受けています。現状、1時間あたり受水量の実績は約 100m ³ /h ですが、新施設での 1時間あたり受水量は、上限 1,475m ³ /日の範囲内で、事業者の設計に応じて市において浄水センターと協議します。
3	要求水準書	6	事業期間	第Ⅰ期工事は令和9年9月頃までとされていますが、工程全体の効率化のため、第Ⅰ期工事終了時期、および第Ⅱ期工事の開始時期については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	第Ⅰ期工事終了時期、および第Ⅱ期工事の開始時期については、事業者の提案に委ねます。
4	要求水準書	6	事業期間	「令和6年4月から規制開始となる時間外労働規制を含め、働き方改革に関する改正労働基準法を遵守し、工程を計画すること」とありますが、週休2日制とするか、2閉所とするかは事業者の判断と考えてよろしいでしょうか。また、各規制値内を前提として作業時間の制限はありますでしょうか。	週休二日制または二閉所については、事業者の判断に委ねます。作業時間については、特に制限はありません。
5	要求水準書	9	事業範囲	「第3工場跡地に整備する清掃事務所棟への自営線敷設工事を含みます」とありますが、既存地下溝出口から接続点までの空配管は設置済みで、入線作業を本工事で行うものと考えてよろしいでしょうか。	既存地下溝出口から接続点までは、自営線を敷設可能なカルバートと空配管を計画しています。
6	要求水準書	9	事業範囲	既存地下溝そのものの補修については必要に応じて市が行う」とありますが、階段室を存置する場合、階段室や建具等の補修についても貴市にて補修するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	9	事業範囲	第3工場に設置されている太陽光発電については新施設に接続されるものと思われませんが、その発電量については想定が困難であるため、入札時においては電力収支には見込まず、また今後逆潮などが必要になった際に関西電力に対してアンシラリー料金の支払いの必要が生じた際には協議に応じて頂くものとしてよろしいでしょうか。	第3工場設置の太陽光発電量から、第3工場跡地施設での自家消費分を差し引いた余剰電力量が現時点で不明のため、電力収支には見込まなくて構いません。また、アンシラリーサービス料金の支払いについても、必要が生じた場合には協議します。
8	要求水準書	18	排水基準値	し尿処理施設における処理水の希釈放流について、下水道施設に圧送する際に適用される排水基準値は『要求水準書に関する質問（第1回）回答』の添付資料【資料2】に示される項目のうち、「特定施設を設置して	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				いる工場または事業場（日平均排除下水量 50m ³ 以上）」であると考えてよろしいでしょうか。また、備考欄中の1、3、4、5の記載はいずれも本件には適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	
9	要求水準書	18	排水基準値	本施設から河川に放流する生活排水、およびプラント排水について、『要求水準書に関する質問（第1回）回答』の添付資料【資料2】にてご提示いただいた『水質関係規制法令の手引き』によれば、日平均排除下水量 50m ³ 未満の場合はCOD、窒素、リンの総量規制を受けないものと定められています。本事業についても日平均排除下水量 50m ³ 未満であれば、総量規制を受けないものと考えてよろしいでしょうか。	環境保全課と協議してください。
10	要求水準書	48	計量機	新施設における計量記録については、電子化を推進し、搬入車両等に提示する伝票の出力等についてもデータによる管理を提案してもよろしいでしょうか。	計量時に記録の出力を紙媒体に代えて電子化する場合、事業者と搬入者の双方が内容を確認・保存できる仕組みにさせていただくほか、一部の搬入者が電子化に対応できない場合が想定されるため、これらを踏まえご提案ください。
11	要求水準書	53	水槽類	「(前略) 断水時にはリサイクル施設、し尿処理施設の運転は行わない」との記載がありますが、仮に断水が一定期間以上続き、施設内の貯留量が限界に近づいた場合、し尿受入の調整の協議は可能でしょうか。	断水時には、し尿処理施設の運転は行いませんので、し尿受入は受入槽・貯留槽の容量が上限となり、それ以上は受入の調整を想定しています。なお、ご質問の箇所の記載は、断水時には焼却施設の2炉定格・7日間運転に必要なプラント受水槽の設置を求めた記載であり、し尿の受入調整について言及したものではありません。
12	要求水準書	54	ピークカット用常用発電設備（非常用発電設備と兼用）	ピークカット用常用発電機は都市ガス仕様のご指示ですが、都市ガス供給ラインが防災認定を受けていない場合、非常用電源は専用受電方式にて確保するものと考えてよろしいでしょうか。	法令上は、非常用電源は専用受電方式でも可と考えていますが、停電時に安定的に施設を停止するための非常用電源としては、事業者の責任において計画してください。
13	要求水準書	58	大型ごみ等受入・選別設備及び破碎設備	実施方針時『要求水準書（案）への意見・質問に対する回答書 No.21』にてベッドマットの年間搬入量が 3000 枚の実績があるとのことですが、スプリングコイル式とボンネルコイル式の割合をご教示頂けますでしょうか。もしくはボンネルコイル式の鉄分搬出量をご教示頂けますでしょうか。	質問の意図は、ポケットコイル式とボンネルコイル式の割合と理解しましたが、割合や搬出量は把握していません。
14	要求水準書	58	金属製小型ごみ受入・貯留設備及び選別・破碎ライン	「手選別により不適物(スプレー缶、傘、電池、袋など)の除去を行う」とありますが、手選別にて除去する不適物については純度を遵守することを前提に事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、不適物の選別対象物は事業者提案の処理フローに応じて適宜合理的に設定しても構いません。
15	要求水準書	58	金属製小型ごみ受入・貯留設備及び選別・破碎ライン	金属製小型ごみから手選別によって除去した傘は鉄類の選別性能を悪化させるため、焼却可能な寸法以下に切断することで破碎ラインではなく焼却施設ごみピットへ投入するとしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
16	要求水準書	59	非鉄金属・鉄くず・小型家電等貯留設備	非鉄金属・鉄くず・小型家電等貯留設備の広さは「4t アームロール車用コンテナ 3 個分程度の容量とする」とありますが、4t アームロール車用コンテナそのものを置く計画ではなく、バックカン等のコンテナで貯留し、搬出を 4t アームロール車用コンテナで行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。搬出方法が 4t アームロール車用コンテナと現時点で決まったわけではありませんが、何等かの積替えが必要になることは想定していますので、貯留方法については事業者提案に委ねます。
17	要求水準書	59	非鉄金属・鉄くず・小型家電等貯留設備	「手選別ラインにおいて取り出した有価物(小型家電製品、銅、鉛、真鍮、鉄、アルミ等)」とあり、各処理ラインからの有価物回収項目かと推定されますが、既存リサイクル施設調査時にはコード類なども回収しているものと思われます。回収が必要な有価物がその他にありましたらご教示ください。	現時点で想定しているものではありません。
18	要求水準書	59	非鉄金属・鉄くず・小型家電等貯留設備	手選別ラインにおいて取り出した有価物(小型家電製品、銅、鉛、真鍮、鉄、アルミ等)」とあり、各処理ラインからの有価物回収項目かと推定されますが、小型家電製品には高品位、中品位、低品位と分けられます。小型家電製品のうち有価物として扱う範囲をご教示ください。	高品位・中品位・低品位すべて混在で構いませんので、回収対象としてください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
19	要求水準書	90	受付	『要求水準書に関する質問(第1回)に対する回答書 質問への回答 No. 73』にて「搬入曜日は月～金を予定していますが、搬入時間については現状をベースとして協議させてください。」とご回答頂いておりますが、早朝・夜間帯(5:00～9:00、16:00～22:00)や土日は、事業系のうち都度払いの事業者の搬入は無いものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には現状ベース(9:00～10:00、14:00～15:00)で考えていますが、実運用が未定のため「現状をベースとして協議させてください」と回答していました。したがって、時間帯について早朝・夜間は無いものと考えています。また、当該質問回答のとおり、搬入曜日は月～金を予定しており、土日は想定していません。
20	要求水準書	90	受付	『要求水準書に関する質問(第1回)に対する回答書 質問への回答 No. 73』にて「搬入曜日は月～金を予定していますが、搬入時間については現状をベースとして協議させてください。」とご回答頂いておりますが、搬入時間帯の変更や延長となった場合は、対応人員の増員が必要となる可能性があるため、協議対象と考えてよいでしょうか。	早朝・夜間など、通常の搬入対応の無い時間帯での、都度払い搬入対応を要求する場合は、協議対象と考えています。通常の搬入対応を計画されている時間内での多少の変更は、許容いただきたいと考えています。
21	要求水準書	90	計量	搬入車のうち、異なる搬入種別のごみを混載するものはありますでしょうか。また、ある場合はその動線、および荷降ろし場所、計量方法は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	事業系可燃ごみは、燃やすごみとびん・缶・ペットボトルを混載(びん・缶・ペットボトルをパッカー車に横積み)で搬入される場合があります。動線、および荷降ろし場所、計量方法は提案に委ねます。
22	要求水準書	90	料金徴収	『要求水準書に関する質問(第1回)に対する回答書 質問への回答 No. 74』にて「…口座振込に使用料を入金…」とご回答頂いておりますが、口座振込にて入金する場合、係る手数料は貴市にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	市が納入通知書を発行しますので、手数料はかかりません。
23	要求水準書	90	計画処理量	「計画された以上の処理を可能とする性能を維持すること」とありますが、本記載は要求水準書 p. 14 に示される年間処理量を確実に満足することを意図した記載と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書	91	搬入廃棄物の性状分析	搬入された廃棄物の性状分析について「分析項目、方法、頻度については、「昭和52年11月4日環整第95号」に示される項目・方法・頻度を満たすこと。」とありますが、環整第95号における『Iごみ質の分析方法』の記載は焼却施設における分析を想定したものであるため、要求水準書の記載についても焼却施設を想定したものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	91	搬入管理	プラットホーム内での展開検査を実施する日時や頻度については、その実施効果を高めるため、要求水準におけるご指定(年間50回、各週1回以上)を遵守することを前提に、事業者にて提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、あまり定例的にならないように配慮をお願いします。
26	要求水準書	92	搬出物の性状分析	『要求水準書に関する質問(第1回)に対する回答書 質問への回答 No. 77』にて、リサイクル施設から搬出する資源物等の分析・管理については、現在行われているガラス残渣に含まれる可燃物の混入率の年4回の測定以外は、「資源化業者の求めにより必要に応じて実施」とありますが、貴市として、その他の資源物を分析・管理の対象とすることをご予定はありますでしょうか。対象とする項目がありましたら、その頻度も含めてご教示願います。	現時点で想定しているものではありません。
27	添付資料	-	-	『要求水準書に関する質問(第1回)』の添付資料として【資料2 添付】(No89 参考): 搬入データ(令和4年1月～12月)を提示頂きましたが、この中のごみ種別に「浮きごみ」という種別があります。1日に10台以上の搬入の日もありますが、この「浮きごみ」は焼却施設のピットに投入するものと考えてよろしいでしょうか。また、性状などが分かればご教示ください。	浮きごみは、施設整備基本計画に示しているとおおり「下水の浮きごみ(可燃ごみ)」、「河川の草木・自転車等の不法投棄ごみ」であり、自転車等の破砕が必要なもの以外は、基本的には焼却施設のピットに投入するものです。単体で性状を分析したものではありません。